

内部統制基本方針

公益社団法人日本ビリヤード協会(以下、「本協会」という)は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他本協会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を構築するとともに、本協会の意識、目的及び倫理観を共通のものとして、持続的成長の可能な運営基盤を構築するため内部統制システムを整備する。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動に関する「倫理規程」、行動規範に関する「コンプライアンス規程」を定め、その重要性を全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。
- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告し、迅速に対応する。
- (3) 法令、定款及び各種内部規程等の違反を発見した場合の内部通報体制を整備し、違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。また、理事及び役職員による法令、定款及び各種内部等の違反行為を処罰する体制を整備する。
- (4) 職務の範囲や権限及び責任を確立し、適切な牽制が機能する体制を整備する。また、確立した職務の範囲や権限及び責任に相当した業務遂行能力や業績を評価する体制を整備する。
- (5) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- (6) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共にその事実を理事会へ報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに「文書管理規程」及び各種内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 本協会の事業運営及び業務執行に係わるリスクを、法令や経済環境等の外部環境及び内部環境の変化を考慮し総合的に識別・分析・評価するとともに、必要な対策を柔軟に講ずることができる体制を整備する。
- (2) 業務活動上、重大な事態が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめることができる情報伝達等の体制を整備する。
- (3) リスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織機能や運営基準を明確にした職務の範囲や権限及び責任を確立し、効率的に業務執行が可能な体制を整備する。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、職務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。
- (3) 事業の運営に関わる重要事項については、事前に審議され執行が決定される体制を整備する。
- (4) 事業の運営状況を把握し、改善を図ることができる体制を整備し、且つ定期的に検証する。

5. 加盟団体役員及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 加盟団体役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動に関して本協会にて定めた「倫理規程」、行動規範に関して定めた「コンプライアンス規程」について、その重要性を加盟団体全役職員に周知・徹底して、法令・定款および社会規範等への遵守を指導する。
- (2) 本協会代表理事は、加盟団体役職員による重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本協会理事会および監事に報告し、迅速に対応する。
- (3) 加盟団体内部でコンプライアンス違反を発見した場合、本協会の内部通報窓口へ通報できるものとし、違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (4) 本協会監事は、加盟団体のコンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 当該職員は、監事を補佐することができる知識・能力を有する者として、本協会の職員または有識者を任命する。
- (2) 当該職員は、監事からの指揮命令により業務を効率的に執行する体制を整備する。
- (3) 監事及び当該職員は、適切に職務を遂行するに当たり意思疎通が図れる体制を整備する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 監事が情報収集及び監査ができる環境を整備する。この場合、理事又は理事会は、監事の職務執行のための必要な体制の整備に留意する。
- (2) 監事は必要に応じて理事および役職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。また、この報告をしたことにより、報告を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事が遅滞なくその旨を理事会に報告することができる体制を整備する。
- (4) 監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- (5) 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 監事はその職務の遂行にあたり、必要に応じて本協会の他の監事、加盟団体の監査役やその他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- (7) 監事はその職務を行うため必要があるときは、加盟団体に対して事業の報告を求め、又はその加盟団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (8) 監事は定期的に理事会等重要な会議に出席し、意思疎通及び情報の交換を図るよう体制を整備する。また、外部の弁護士、会計監査法人等と意思疎通及び情報の交換を図り、監査業務に関する助言を受けることができる。

9. 本協会及びその加盟団体から形成される組織集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 加盟団体の役員、役職者、業務を執行する職員、その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の本会への報告に関する体制を、加盟団体の自主性を尊重しつつ本協会に対する報告事項等を明確にして整備する。
本協会監事は、その職務を行うため必要があるときは、加盟団体に対して事業の報告を求め、又はその加盟団体の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。
- (2) 加盟団体の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制は、本協会の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制に従い、加盟団体においても徹底することができる体制を整備する。業務活動上、重大な事態が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめることができる情報伝達等の体制をグループとして整備する。
- (3) 加盟団体の役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、本協会理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に従い、グループとして整備する。グループとしての職務の範囲や権限及び責任を明確にし、グループにおける事業計画等の計画の執行状況について、定期的に報告され、検証し、改善を図ることができる体制をグループとして整備する。本協会監事はその職務の遂行に当たり、必要に応じ、本会の他の監事、加盟団体の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- (4) 加盟団体の役員、役職者及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、本協会の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に従い、グループとして整備する。コンプライアンス体制及び行動憲章をグループとして整備するとともに、その遵守の重要性について周知、徹底する。
加盟団体の役員、役職者及び職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告させ、対策を適時適切に講じる。

10. 本方針の維持・運用に関する事項

- (1) 本方針は、社会情勢、社会規範及び法令等により要求される事項から逸脱してはならない。
- (2) 本方針は、文書化した情報として利用可能な状態にし、維持しなければならない。
- (3) 本方針は、本協会及び加盟団体の全役職員に伝達され、理解され、適用されなければならない。
- (4) 本方針は、必要に応じて密接に関連する利害関係者が入手できるようにしなければならない。

- (5) 本方針に基づき、本協会グループ内の制度が設計・運用され、本方針を逸脱した行動が発見された場合には、適切に是正されなければならない。



公益社団法人 日本ビリヤード協会

2018年3月23日

<文管 2-00>